

猪名川町部落差別の解消の推進に関する  
基本計画(抄本)

2025年(令和7年)9月  
兵庫県猪名川町

## 目 次

第1章 総論	1
1 基本的認識	1
2 基本的目標	2
3 基本計画の体系	3
(1) 基本計画の位置づけ	3
(2) 基本計画の期間	3
(3) 基本計画の策定体制	3
4 推進体制	4
5 調査結果報告書の概要	5
第2章 人権行政の推進	9
1 部落問題に関する行政の取り組み	9
2 部落差別解消推進法等に基づく取り組み事項	12
3 参画と協働の促進	12
第3章 人権教育の推進	14
1 部落問題学習に求められるもの	14
2 インターネット上の部落差別を解決する部落問題学習を創造する	15
3 「部落史の転換」と部落問題学習	16
第4章 人権啓発の推進	21
1 啓発活動の現状及び課題	21
2 今後の啓発活動の取り組み	21
関係資料	24
1 部落差別の解消の推進に関する基本計画策定経過	24
2 猪名川町人権推進審議会部落差別解消施策部会委員名簿	25
3 猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例	26
4 猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例逐条解説	29
5 猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例施行規則	38
6 部落差別の解消の推進に関する法律	40

## 第1章 総論

### 1 基本的認識

部落問題(同和問題)は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題で、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題です。

日本国憲法は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定しています。しかしながら、日本国憲法が施行されて78年、国の同和対策審議会答申が出されて59年が経過している現在においても、部落問題(同和問題)は解決されたとはいえない状況にあります。

部落差別の解消に関する施策は、全ての住民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、取り組む必要があります。

その早急な解決は国の責務であると同時に国民的課題であるという基本認識に立ち、町はその責務を分担し、部落差別が現存する限り、部落問題解決のため人権行政を積極的に推進します。町は「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下、「部落差別解消推進法」という。)及び「猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例」(以下、「部落差別解消推進条例」という。)の適正かつ効果的な運用を図るとともに周知に努めます。町の責務及び町民の役割等を明らかにし、町民及び町が一丸となって部落差別のない猪名川町を実現することをめざします。

また、本町の「部落差別解消推進条例」は、被害者救済を念頭に、削除要請、指導及び助言、勧告等、命令、差別行為者の氏名等の公表についての規定を設けた意義のある条例であり、部落差別を決して許さず、部落差別解消をめざす強い決意を表したものです。

#### 部落差別の定義（国の定義）

部落差別は、その他の「属性」※に基づく差別とは異なり、差別を行うこと自体を目的として政策的・人為的に創出したものであって、本来的にあるべからざる属性に基づく差別である。また、このような不当な差別の対象とされる人々が集住させられた地域であるかつての同和地区は、差別の対象を画定するための地域概念とされてきたものである。

このような地域概念と密接に結びついていた部落差別は、個人の尊厳や法の下での平等を基本的価値とする現行法秩序とおよそ相容れないものである。それにもかかわらず、このような身分差別が廃止され、100年以上が経過した現在もなお、その地域の居住者、出身者等について否定的な評価をするという誤った認識が国民の一部に残っている。（2019年（平成30年）12月27日 法務省権調第123号より）

※属性・・・人種、性別、年齢、宗教等の要因。

#### 部落差別の定義（町の定義）

部落差別とは、日本社会の歴史的過程で作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的及び文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりしている、日本固有の人権問題をいう。（2023年（令和5年）12月20日 条例第20号 部落差別解消推進条例より）

## 2 基本目標

行政の役割として町民の差別意識を解消するために「部落差別解消推進法」及び「部落差別解消推進条例」の施行及び内容を広く町民に周知し、その理念の共有に努めるとともに、町民が自らの役割を果たすことを促進することによって、部落差別のない猪名川町の実現をめざします。

### 3 基本計画の体系

これまで部落差別の解消を町行政の重要な課題として目的の達成に向け必要な施策を積極的に推進してきました。

また、人権政策の各事業に対する取り組みの成果や住民意識調査の結果等を踏まえ、人権問題の解消に努めてきました。

このような中、2016年12月16日に施行された「部落差別解消推進法」では、現在でもなお、部落差別が存在することを公的に認め、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを明記しています。

しかし、同和地区に対する偏見や差別意識が未だに残っていることは明らかです。

このため、日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるという認識のもと猪名川町では、2023年「猪名川町部落差別解消条例」を制定しました。本条例では、町の責務を明らかにするとともに、町民の役割等について定めることにより部落差別のない猪名川町を実現することを目的としています。

#### (1) 基本計画の位置づけ

この基本計画は、部落差別解消推進法を踏まえ、部落差別解消推進条例の理念に基づき、部落差別解消推進の施策をより一層推進するための方向性を示したものです。

また、行政施策のみならず、町民の役割を認識し、町民が主体的に部落差別に対する取り組みを実施する指針となるものです。

#### (2) 基本計画の期間

2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間とします。なお、社会経済情勢や関連する制度の見直し等、地域の状況等が大きく変化した場合には、上記の期間中においても必要な見直しを行うものとします。

#### (3) 基本計画の策定体制

この計画の策定に当たっては、次の体制で取り組みました。

##### ①計画の策定組織

## 猪名川町人権推進審議会部落差別解消施策部会

### ②猪名川町人権についての住民意識調査の活用

2022年（令和4年）6月に実施した「猪名川町人権についての住民意識調査」の結果を活用しました。

## 4 推進体制

### (1) 庁内の推進体制

庁内の各所属担当者で構成される「人権施策推進員」を中心として、課長職で構成される「人権推進協議会幹事会」及び副町長・部長職で構成される「人権推進協議会」において、全庁的な体制で部落問題を含めた人権教育・啓発の推進に取り組みます。

### (2) 猪名川町人権・同和教育研究協議会（猪名同教）

猪名同教の活動は、部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消し、人権・同和教育の研究と実践を目的としている協議会であり、緊密な連携を図ることにより、町における人権意識の高揚につとめます。

### (3) 猪名川町人権推進審議会部落差別解消施策部会

猪名川町人権推進審議会部落差別解消施策部会は、猪名川町人権推進審議会内に設置された部会であり、町における部落問題の解決のため、その基本計画等について同審議会の要請に応じて調査研究を行う機関として設置されており、専門的に検討する必要がある場合は、同部会の意見を徴します。

## 5 調査結果報告書の概要

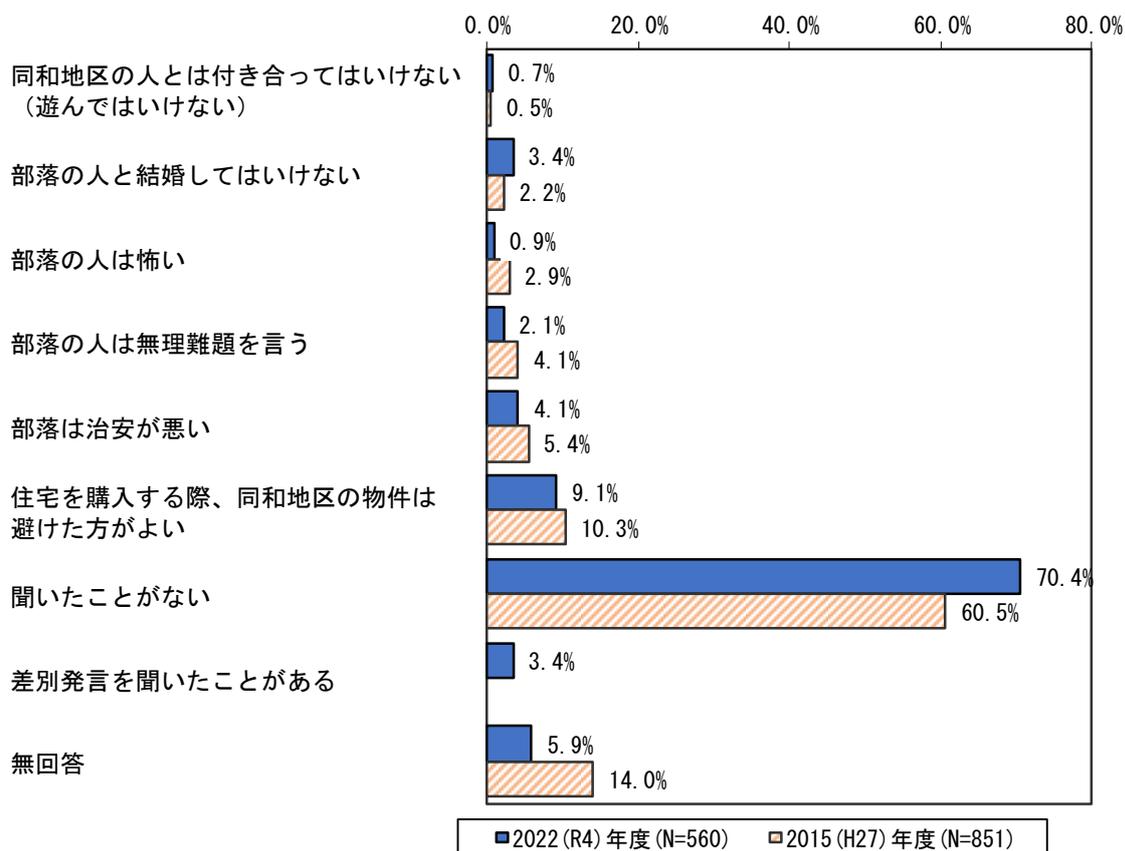
猪名川町では、2022年（令和4年）6月、「人権についての猪名川町住民意識調査」を実施しました。満18歳以上の町民から年齢階級別に無作為に2,000人を抽出し、そのうち560人から回答を得ました。（回収率28.1%）

本計画に関係する主な項目として、次のような結果となっています。

● 差別的な発言を聞いた経験について

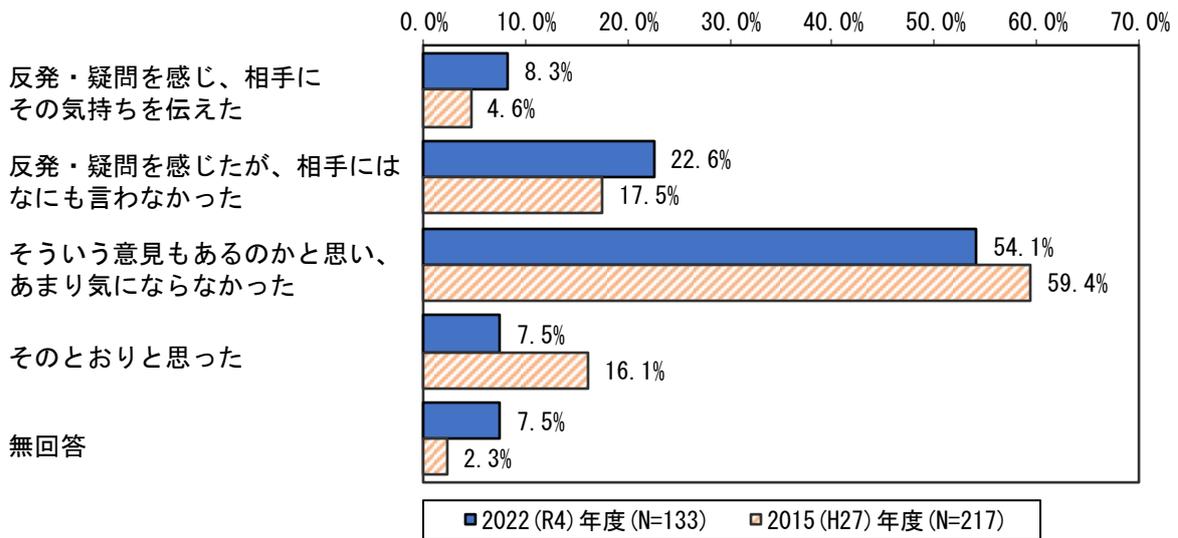
- ・ 過去5年間の差別的な発言を聞いた経験をみると、「聞いたことがない」が70.4%と約7割を占めており、前回（60.5%）から9.9ポイント増加となっています。なんらかの差別的な発言を聞いたことがある人は合わせて23.8%となっています。
- ・ 「部落の人と結婚してはいけない」についても1.2%増加している。

図 差別的な発言を聞いた経験



- ・ 差別的な発言を聞いた方について、その際の対応をみると、前回と比較すると、同調する意見（「そういう意見もあるのかと思い、あまり気にならなかった」「そのとおりと思った」）は減少、反発する意見（「反発・疑問を感じ、相手にその気持ちを伝えた」「反発・疑問を感じたが、相手にはなにも言わなかった」）は増加しています。

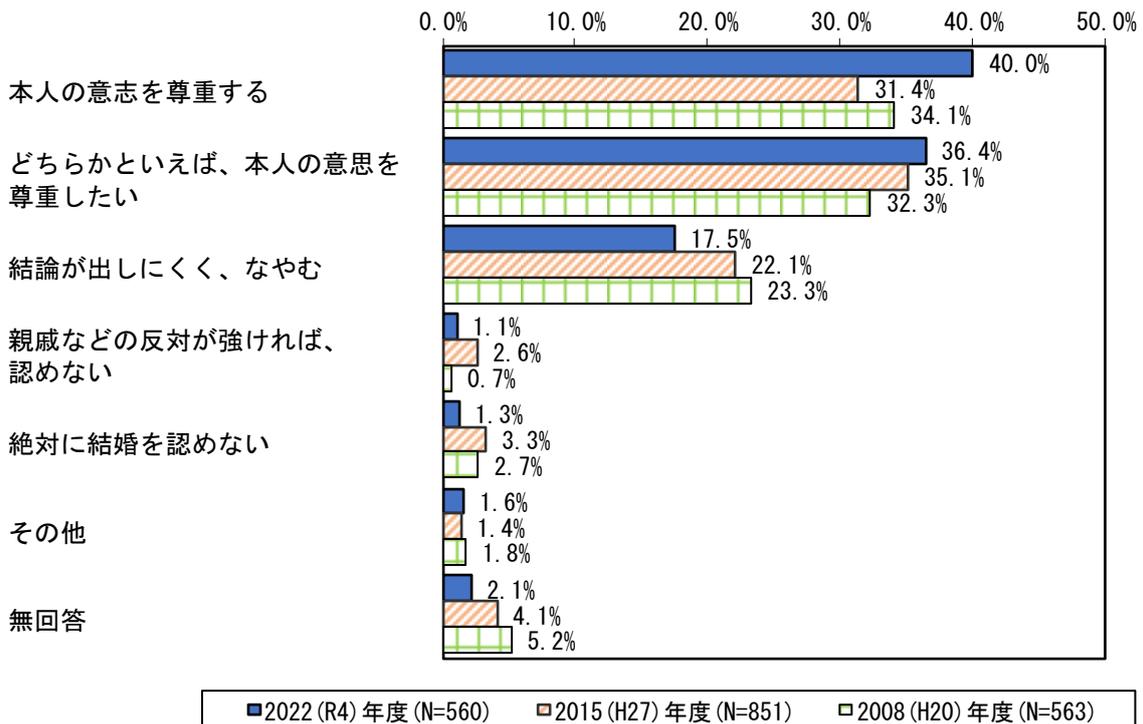
図 差別的な発言を聞いたときの対応



● 同和地区の人との結婚について

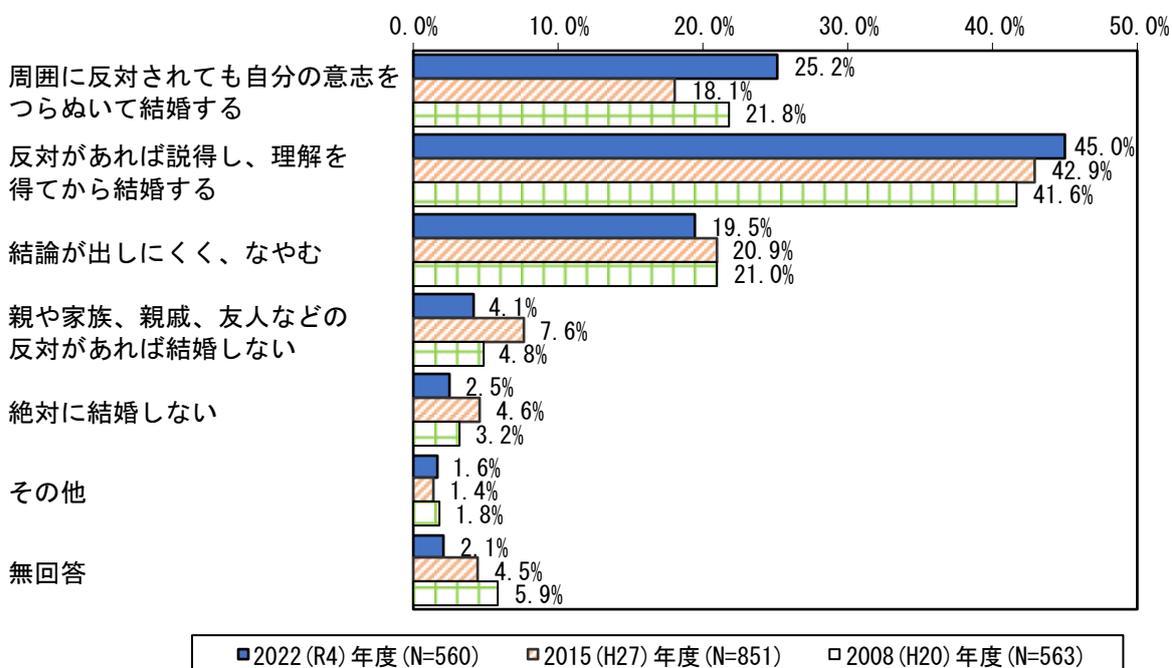
- ・ 自分の子どもが同和地区の人と結婚しようとする場合の対応をみると、「本人の意志を尊重する」が 40.0%で最も多く、次いで「どちらかといえば、本人の意思を尊重したい」(36.4%) となっており、7割以上が子どもの意思を尊重すると回答しています。

図 子どもと同和地区の人との結婚



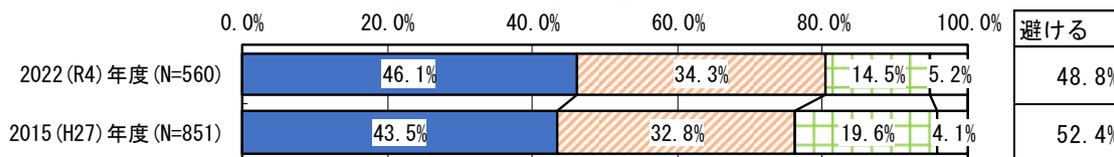
- ・ 自分が同和地区の人と結婚する場合の対応をみると、「反対があれば説得し、理解を得てから結婚する」が 45.0%で最も多く、次いで「周囲に反対されても自分の意志をつらぬいて結婚する」(25.2%)、「結論が出しにくく、なやむ」(19.5%) となっています。

図 自分と同和地区の人との結婚



- 同和地区または同和地区付近への居住について
  - ・ 住宅を選ぶ際に同和地区を避けるかどうかをみると、「いずれにあってもこだわらない」が 46.1%で最も多くなっています。

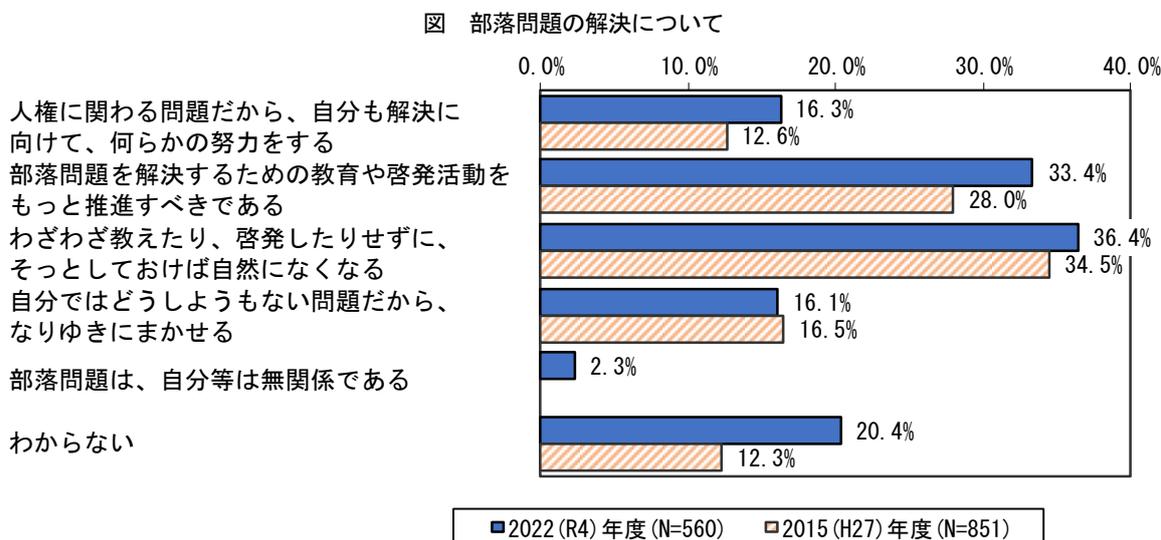
図 同和地区または同和地区付近への居住について



- いずれにあってもこだわらない
- 同和地区の物件は避けるが、校区内に同和地区のある物件は避けないと思う
- 同和地区の物件だけでなく、校区内に同和地区のある物件も避けると思う
- 無回答

● 部落問題の解決について

- ・ 部落問題の解決についてみると、「わざわざ教えたり、啓発したりせずに、そっとしておけば自然になくなる」が 36.4%で最も多く、次いで「部落問題を解決するための教育や啓発活動をもっと推進すべきである」(33.4%)、「わからない」(20.4%) 等となっています。



部落問題に関する差別的な発言を聞いたことがある人が 2 割となっており、いまだ偏見や差別の解消に至っていない現実が浮き彫りとなっています。このことは、被差別地区出身者との結婚や同和地区付近への居住に関して忌避意識を示す人が一定数存在していることにも表れています。一方で、差別的な発言に反発や疑問を感じる人や、部落問題の解決に向けて自分も何らかの努力をすると回答した人も増加しており、人権教育・啓発により正しい理解が進んでいる様子もうかがえます。しかし、住民意識としていまだ最も多くを占めているのはいわゆる「寝た子を起こすな」論\*であり、人権教育・啓発の一層の推進により、差別の現実から目をそらすことなく正しい理解を促し、解決に向けて行動する意識を育てていく必要があります。

\* 「寝た子を起こすな」論：何も知らない人に、わざわざ問題の所在を知らせる必要はなく、そっと放置しておけば自然に解決するという考え方の比喩表現です。しかし、部落差別や同和問題を知らなければ問題は解決すると考えることは誤りであり、無知や無理解が偏見や差別を助長し、無関心が問題を放置することにもつながりかねません。部落差別解消推進法には現在もなお部落差別が存在することが明示されており、一人ひとりが問題の解決に向けて差別の現実を理解し正しい知識を身につけ行動していくことが求められています。

## 第2章 人権行政の推進

### 1 部落問題に関する行政の取り組み

#### (1) 部落差別問題をめぐる状況

1965年（昭和39年）に出された同和対策審議会答申（以下、同対審答申）では、部落問題について「もっとも深刻にして重大な社会問題」であり、その解決が国の責務であることが明記されました。その中で、社会に潜在的または顕在的に現存する心理的差別（言葉や文字で封建的な身分の賤称をあらわして侮蔑する差別や非合理的な偏見や嫌悪の感情による結婚差別等）と実態的差別（劣悪な生活環境、就職・教育の機会が保障されないという実態等）について明らかにするとともに、その認識の下で部落問題の解決をめざすこと、また、同和教育の重要性が示されました。本答申の4年後、同和対策事業特別措置法が制定され、住環境等生活環境の整備が進むことで、同和地区におけるかつての劣悪な状況は大きく改善され、2002年（平成14年）に特別措置としての同和対策事業は終わりました。

2016年（平成28年）に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」は、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別のない社会を実現することを目的とし、いまだに部落差別が現存していることを国が認め、この問題に真正面から取り組む姿勢を示した法律となっています。また、基本理念を「部落差別のない社会の実現」と位置付け、部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深めるよう努めるとされています。さらに国の責務として、部落差別の解消に関する施策を行うとともに、地方公共団体が行う部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行うとされ、地方公共団体は、部落差別の解消に関し、その地域の事情に応じた施策を行うよう努めると規定されています。具体的には、①相談体制の充実、②教育及び啓発活動の実施、③実態調査の実施があげられています。

近年、直接的な差別は見えにくくなってきていますが、インターネット上には、被差別地区の住所をさらしたり、特定の地域を被差別地区として公開する動画を投稿したりする等の差別があふれています。このように、依然として解消されない差

別を背景に、「部落差別解消推進法」の第1条には、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ということが書かれています。

また、2020年（令和2年）6月に公表された、法務省による「部落差別の実態に係る調査結果報告書」によれば、身近な人の出身地を調べる目的で部落差別に関するWebサイトを閲覧したことがある人が一定数いることや、年代が高くなるほど、交際相手や結婚相手が被差別地区出身であるかどうかを気にする割合が高くなること等、心理面での差別意識が依然として残っています。

2030年に向かって、AIはますます高度化し、「Web 4.0」と呼ばれるWebが登場すると考えられます。5Gや次世代通信技術も普及し、膨大なデータ処理が可能になり、生活全般にインターネットが浸透する未来が見えてきます。その影響でコミュニケーションの多様化や複雑化が進展していくでしょう。こうした中で、インターネット上で簡単に拡散され、完全に消去することが大変困難であり、差別や偏見を助長する情報等がますます増加することが予測されます。

偏見や差別に基づく、あるいは助長するこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

## (2) 「差別されない権利」を認めた判例の重要性

差別の現実がある一方で、差別を許さず不当なものとする動きが広がっています。「全国部落調査」復刻版の出版に対する東京地裁判決（2021年（令和3年）9月）は、「全国部落調査」の公表により差別を受ける恐れがあるとして、大半の原告のプライバシー権の侵害を認め、出版の差し止めを求めるものでした。原告の勝訴であったものの、損害賠償から除外された原告がいる等不完全な判決として、控訴審が続いていました。その控訴審判決が2023年（令和5年）6月28日に東京高裁（土田昭彦裁判長）であり、判決は一審・東京地裁判決よりも出版禁止の範囲を広げ、賠償額も約488万円から550万円に増やされました。高裁判決では、個人の尊重を保障した憲法13条や法の下での平等を定めた14条の趣旨に鑑み、「人には差別を受

けずに平穏な生活を送る人格的利益があり、法的に保護される」ことに言及し、被差別部落出身と推測させる地名の公表はこの利益を「侵害する」と判断しました。このことは、被差別部落の地名公開の禁止範囲を拡大した上で、「差別されない権利」を人格権の内容として承認した画期的な判決です。

2024年（令和6年）12月4日、最高裁判決が出され、最高裁は原告、被告双方の上告を棄却し、東京高裁判決が確定判決となりました。

また、2021年（令和3年）2月には、特定の地域を被差別地区としてインターネット上に公開する動画について、差別を助長するものとし、神戸地裁がサイト運営会社に削除を命じる決定を全国で初めて行っています。

そして2018年（平成30年）から、YouTubeにおいて大阪府内を含む全国の多くの部落を撮影した動画が上げられ、名前や場所がさらされ続けてきましたが、2022年（令和4年）11月にそれらの動画約200本が削除されました。YouTubeを運営するGoogle社は、「ヘイトスピーチに関するポリシーに違反した」としています。これにより、部落に関する情報を多数の人がアクセスできる形で示すことは人権侵害であることがより明確になりました。

ネット上における誹謗中傷等をはじめとする違法・有害情報への対応として「情報流通プラットフォーム対処法」（情プラ法）が2024年5月に公布され、2025年4月に施行されました。これまでも「プロバイダ責任制限法」（プロ責法）において侵害情報の削除やプロバイダ等が担う損害賠償責任の範囲、被害者が発信者を特定するための手続き等が定められ、運用されてきました。しかし、ネット上の権利侵害情報に関する相談件数が高止まり状態にあり、被害は増加傾向にあることから、プロ責法が大幅に改定されました。情プラ法では、大規模なプラットフォーム事業者に、違法・有害情報の削除基準の策定・公表と、一定期間内の削除申出への対応等を義務付けています。本改正により、削除申出窓口・手続きの整備及び公表、削除申出への対応体制の整備、削除申出に対する判断・通知がなされることで①対応の迅速化図られています。また、削除基準の策定・公表、削除した場合における発信者への通知がなされることで②運用状況の透明化が図られています。このように、

今後、インターネット上の違法・有害情報に対する対応手続きの明確化及び迅速化、運用基準の透明化が期待できます。

本町では、猪名川町部落差別の解消に関する条例検討委員会の答申を受け、2023年（令和5年）に制定した「猪名川町部落差別の解消に関する条例」に基づき、地域の実情に応じて、部落差別解消に向けた施策に取り組んでいきます。

## 2 部落差別解消推進法等に基づく取り組み事項

### (1) 相談体制の充実

六瀬総合センターに配置された人権教育指導員を中心とした日常的な人権相談をはじめ、人権擁護委員による特設人権相談、民生委員による心配ごと相談等と連携することによって、相談の間口を広くし、町民に身近で相談しやすい公的な相談体制の構築に取り組めます。また、相談の内容に応じて、専門的に対応できる相談員につなぐ等相談者が納得できる結果を出せる支援体制の充実に取り組めます。

### (2) SNS上の部落差別等に関するモニタリングの実施

六瀬総合センターを中心として、定期的に全庁的な輪番制によるモニタリングを実施し、削除要請等解決に向けて必要な措置を実施します。また、部落差別検証委員会の審議によって対象となった差別行為については、部落差別解消推進条例に基づき、削除要請、勧告、命令、氏名等の公表等必要な措置を実施します。

### (3) 部落差別に関する調査の実施

5年毎に実施している人権についての意識調査では、部落差別に関する問を継続的に設定し、町民の意識の変化について把握します。部落差別の実態調査は、新たな差別を生むことがないよう十分に留意しながら、関係団体等との協力のもと、実施手法や調査内容を慎重に検討し実施します。

## 3 参画と協働の促進

### (1) 町民の積極的な交流や活動への支援

猪名同教等との連携のもと、人権を考える町民のつどいや、こどもや家族で参加する映画会・理科教室を開催し、積極的な交流活動を促進いたします。また、まちづくり協議会や自治会等が主催する部落差別の解決に向けた人権学習会等に講師を派遣し活動を支援いたします。

## (2) 隣保館事業の充実

隣保館事業は、1958(昭和 33)年 4 月社会福祉事業法の第 2 種社会福祉事業として規定され、2002(平成 14)年 3 月には、厚生労働省における新たな隣保館設置運営要綱が制定され現在に至っています。町では、2016(平成 28)年 3 月に開館した六瀬総合センターが隣保館事業を展開しており、すべての人を対象とした各種隣保館講座については、受講者及び内容を固定化することなく、サークル活動への移行を促進し、新たな地域交流を創造していきます。2024(令和 6)年度から実施している、ふらっと六瀬交流会を継続的に実施し、ふらっと六瀬に来たことがない町民に隣保館としての活動を啓発することによって、部落差別解消をはじめとした人権啓発を推進いたします。

### 第3章 人権教育の推進

部落差別を解消するための教育は、部落差別がある限り進めなければなりません。本町の人権についての住民意識調査の結果においても、結婚や居住に関する忌避意識が極めて高いことが改めて明瞭となりました。また、部落差別の解決するための教育・啓発の必要性について、条例第7条「町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を実施するものとする。」と指摘されています。

#### 1 部落問題学習に求められるもの

部落差別の現状や歴史、解放運動や教育、解放への展望等、部落問題について学ぶことを部落問題学習と称しています。部落解放教育が部落差別からの解放を目指して展開される教育実践と教育運動であることから、その手立てとして部落問題学習が位置づいています。その部落問題学習とは、部落差別の解消につなげる学習ですが、単に部落問題についての知識を身に付けることを目的とした学習活動ではありません。部落差別の現状や歴史について学ぶこと、その解決に向けた取り組みについて考える学習過程の中で、部落問題を解決しようとする資質・能力や実践的行動力の育成を目指すものです。

部落問題学習は、近代以降の部落差別とそれに対する解放運動について学ぶことが大切です。江戸時代の被差別部落は経済的に豊かな例もあったが、部落の貧困が近代以降に始まり、近代資本主義社会の矛盾の中で新たな流入者を加えて部落が拡大し、差別が再生産されていくことになったからです。部落の歴史を通じて、その時代に生きた人々がどのように差別に向き合ってきたのかに出会い、その生きざまに学ぶことが求められます。地域との出会いを自らの暮らしに重ね、差別を解決するために自分には何ができるのかを見つめるスタートとなる授業実践が大切です。

部落問題学習を通して、すべてのこどもたちが「人を尊重することで反差別の生き方をつくる」ことができるように、さまざまな学びを工夫し、取り組んでいくことが大切です。そして、知るということだけでなく、差別を見抜く力とその痛みを

敏感に感じとる感性、共感できる力、ともに行動できる力を身につけられるような学習を目指していく必要があります。

さらには、部落差別の解消に向けて、出会いや学びを通して、自らを問い、差別を許さない社会の創造に向けて、生き方を豊かにしていく学習である部落問題学習に取り組んでいく必要があります。差別のない社会を創造するためには、一部の地域や学校ではなく、すべての学校園所において部落問題学習にとりくんでいく必要があります。このことは、「部落差別解消推進法」第5条「教育の必要性」により、全ての学校において、部落差別解消のための教育に取り組むことが示されています。学校においては、地域の実態や特性を生かし、全教職員の工夫による実践を行うことが不可欠です。

部落差別問題について正しい知識を身につけていない子どもを含めた町民全体が、誤った情報に触れたとき、自身が差別者になってしまうことがあります。つまり、子どもを含めた町民全体が誤った情報を鵜呑みにしないためや、部落差別のおかしさをきちんと判断することができるような確かな教育が必要です。

## 2 インターネット上の部落差別を解決する部落問題学習を創造する

全国水平社創立大会で読み上げられた「水平社宣言」から 100 年の節目から 3 年が経ちます。部落問題学習の取り組みが進む一方で、IT 革命の進化によって社会が大きく変貌しているインターネット上の新たな差別等、今なお残る差別の厳しい現実があります。その顕著な事例が、先に述べた全国の被差別部落の所在地をネット上でさらしている差別煽動ともいえる事例です。隣保館や教育集会所、公園、改良住宅だけでなく、墓石の個人名、部落の寺院名、個人宅の表札や商店、食堂、理容室・美容室、工場等もネット上にさらす行為が繰り返されています。

また、ネット掲示板「5ちゃんねる」に「みんなで部落を殺そう」とのスレッドが立ち「あなたが住んでいる町内に部落民はいませんか？よく確認してみましょう」との投稿がおこなわれました。

こどもたちがネット上のデマや偏見等の情報に触れ、差別を内面化することを防ぐような取り組みが必要です。

先に述べた「部落差別解消推進法」の第6条に基づく調査結果(2020年6月発表)では、部落差別について正しい理解が進む一方で、心理面における偏見、差別意識は依然として残っているとされています。またインターネット等の書き込み等の新たな課題も明らかになったと記されており、改めてすべての学校園所において、部落差別解消に向けた部落問題学習の実践が求められています。

部落問題学習は、部落問題の解決を通して、こどもを含めた町民全体が自らのくらしの現実をていねいに見つめ、誰にとっても公正な社会を主体的に創造する存在となることをめざしています。そして、部落差別問題を通して、さまざまな差別を生み出している社会の不合理や矛盾、自らの特権性に気づき、それらを変えていくことのできる行動力を育んでいくものです。

そのためにもこどもたちが自らや仲間のくらしを見つめ、自分の社会的立場を捉え、将来への展望をもてるような実践、そして、こどもたちが互いに未来や進路を考え、社会に参画し、ともに生きようとする部落問題学習の実践を進めていかなければなりません。

一方、おとなたちも育ってきた環境などによる固定観念に縛られることなく、町や猪名同教主催の講演会・セミナーなどに参加し、部落問題について、リカレント教育しなければなりません。

### 3 「部落史の転換」と部落問題学習

部落や部落民は、1871(明治4)年の太政官布告(「解放令」)以来、法制度的には存在しないこととなりました。日本国憲法を参照するまでもなく、近代社会において法の下での平等がうたわれ、「封建的身分制度」は消滅しました。にもかかわらず、存在しない部落と存在しない部落民という身分を、身分制度を廃止したはずの近代社会にあたかもあるように煽り、どこが部落で、誰が部落民か、きわめて恣意的かつ執拗に暴きたてようとする異様さと矛盾をそこに感じます。このことは言い換え

れば、部落差別は差別する側とされる側との「関係性」の問題であることがよくわかります。

被差別部落の歴史に関して言えば、さらに近年私たちの歴史認識を大きく変える立場が学界や教育界において主流となって進行してきました。それは、被差別部落の起源を近世ではなく、中世にまでさかのぼって求めようとする立場だとするものです。

部落史の研究は、1950年代から本格的に始まりましたが、当時は部落内部の史料が乏しく、実証よりも理論が優先されました。その結果、50年代の部落史は、その成立・起源から現在にまで、連綿と続く「差別と貧困」の歴史として描かれました。このパターンは、60年代に一般化される「近世政治起源説」と相まって、部落史の基本的な型となりました。そして、72年以降、社会科の教科書に部落史に関する記述が登場すると、そこにもほぼ同趣旨の内容が掲載されるようになりました。

しかし部落史研究は、70年代以降、部落内部の史料が次々に発表され、それらに基づいた研究が多数生まれてきました。また、中世史や民俗学の成果を部落史研究とリンクさせたことによって、50・60年代の部落史研究は、70年以降、大きくイメージを変えることになりました。これを「部落史の転換」と呼んでいます。 「転換」の中身は、次の3つにまとめることができます。

第一が「近世政治起源説」の見直しで、部落が近世初頭、政治権力によってつくられたとする「近世政治起源説」に対し、中世の社会状況を一定評価し、その連続性を考慮する。

第二は、近世の部落史を「生産と労働」の側面にとらえようとしたもので、「部落史の転換」の中核をなすものといえる。これは、部落の生活を「貧困」としてきた部落史観を転換させたもので、部落が、皮革生産その他さまざまな手工業生産に従事し、厳しい差別の中であって、経済的には豊かな暮らしを創りあげてきたとする。

第三が、近世と近代の非連続面の評価で、部落の貧困が近代以降に始まり、近代資本主義社会の矛盾の中で新たな流入者を加えて部落が拡大し、差別が再生産されていくことを指摘したものである。

なかでも、中世社会の身分制度を見つめる際に、ケガレは社会秩序や規範、身分差別と深く結びつき、社会全体に浸透しました。

被差別部落の系譜をたどると中世にまでさかのぼることが、近年の研究成果から明らかになっています。その中で特に重要なのは、人々のケガレ意識にもとづく、特定のしごとや役割をもった人々への差別意識が、このころに成立してきたと考えられる点です。これらの差別は、まだ政治的にも制度的にも固定化されたものではなく、ケガレ意識が、近世以降の被差別民に対する差別の形成の素地になったと考えられます。

日常の平穏を脅かす穢（けが）れ＝わざわいを恐れる思想は平安時代に貴族の間で広まり、ついには延喜式（927年）という法律にまでなりました。

近世の百姓・町人・被差別民（穢多・非人）などの身分は、いきなり政治権力が作りだしたものではありません。中世の農業、産業の発達にともない、より豊かに生きるために民衆が農業以外のしごとを求めた結果、さまざまな雑業に生きる人々が生まれました。その歴史的な変化の中で、社会のしきたりとしてケガレ意識や血筋・家筋（家制度）の観念が生まれ、差別が社会的に成立していったものと考えられます。

被差別部落の歴史を学習するねらいは、①どのような社会の仕組みや民衆の意識が、部落差別を温存してきたのかということに気づくことであり、②被差別の側の思いや、生きざまに共感すること、③学習を通して自分自身を見つめ、自らの生き方を問うことです。これらを通して、現代社会に存在する部落差別を解消していく主体者として、未来に向かって自分自身の生き方を確認するためなのです。

※「ケガレ」とは、世の中の秩序を乱す災いを引き起こすものをさし、現代でも知らず知らずのうちに惑わされている場合があります。それが差別を残す一因ともな

っており、よそ事・他人事・過去のことでない重大な悪しき習慣を排除する責任を私たち現代人は担わなければなりません。

<賤称語（差別語）について>

「穢多」も「非人」も「差別することを目的につくられた言葉」です。その言葉の持つ意味は、人権を根こそぎ奪い取る悪意に満ちたものです。このような名称を投げられ、文字通り人格を否定され、時にはそのことが理由で尊い命さえも奪われてきた人たちにとって、この言葉は今でも氷のように心を突き刺す言葉であり、怒りに体を震わせる言葉です。決して発してはならない言葉です。

\*中世の被差別民が果たした役割

①「非人」 ...中世に差別されていた人々をまとめて呼ぶいい方です。「ケガレ」を取り払い、「キヨメ」る役割を担っていました。宮中・神社仏閣などでの清掃、葬送、死牛馬処理、犯罪者の逮捕・処罰、芸能・宗教行為などに携わっていました。また、ハンセン病者等の取り締まりや乞食などの仕事もしていました。（江戸時代の非人とは概念が異なります。）

②「河原者」 ...河原を居住地とすることからつけられた呼称です。葬送、道路清掃、死牛馬処理、皮剥、囚人の護送と刑の執行、運送、猿蓑などの芸能、造園、井戸掘りなど多種多様な仕事に従事し、それを生業とした中世被差別民です。「河原者」のなかで、主に造園に携わった人々を「庭者」と呼びました。「山水河原者」ともいいます。彼らは、庭づくりだけでなく、大地に手を加える仕事全般に携わりました。このことは、人々の中に、大地に対する「怖れ」の感覚があったことを意味します。

\*近世の「非人」とは

1. 江戸時代の身分制で被差別身分に位置づけられた人びと。貧困や病・「障がい」などによって共同体から排除された人びとや犯罪者などがこの身分になる場合もありました。
2. 地域によってありかたの違いがかなりあったと言われていました。

近世の分裂支配の一環として、「被差別身分の人たち」が、捕り手や罪人の護送と処刑など人々が極度に忌み嫌う行刑作業を「役目」として強いていました。その結果、「被差別身分の人たち」が、その役目を忠実に実行すればするほど人々から忌み嫌われ分裂・差別されていったのです。

※近世以前の被差別民のよび名はさまざまでした。中世の被差別民の総称は「非人」でしたが、その中の一つであった「穢多」という言葉が、近世になっておもに使われるようになった理由は、あきらかに差別的意味合いが大きかったからだと思われます。そのため、学習や学術的に使用する以外は、使えない言葉なのです。

ただし、禁句指導では賤称語を使った差別事象を助長してしまうおそれがあります。差別解消のための学習においては、これらの言葉の意味や重みを正しく理解し、差別の現実深く学びながら、差別を許さず差別と闘う行動力を身につけていくようにしなければなりません。

以上、部落問題学習を進めるためには、被差別部落の歴史について知る必要がありますが、猪名川町における被差別部落の歴史について、関係資料のような文献が残っています。

## 第4章 人権啓発の推進

### 1 啓発活動の現状及び課題

2022年（令和4年）6月に実施した、「人権についての猪名川町住民意識調査」では、部落問題に関する差別的な発言を聞いたことがある人が2割となっており、いまだ偏見や差別の解消に至っていない現実が浮き彫りとなっています。このことは、被差別地区出身者との結婚や被差別地区付近への居住に関して忌避意識を示す人が一定数存在していることにも表れています。一方で、差別的な発言に反発や疑問を感じる人や、部落問題の解決に向けて自分も何らかの努力をすると回答した人も増加しており、人権教育・啓発により正しい理解が進んでいる様子もうかがえます。しかし、住民意識としていまだ最も多くを占めているのはいわゆる「寝た子を起こすな」論であり、人権教育・啓発の一層の推進により、差別の現実から目をそらすことなく正しい理解を促し、解決に向けて行動する意識を育てていかなければなりません。

また、今日の部落差別事象の圧倒的多数はインターネット・SNS上での誹謗中傷や個人情報の流出等として発生・発覚しています。これまでの差別行為である掲示板への書き込みとは質的に異なる動画を用いた差別行為が実際に本町をターゲットとして行なわれたことがあり、差別性や問題点を持つインターネットの特徴や傾向について、広く住民に知らせることが人権啓発の取り組みの原点と言えます。

現在、人権いながわ、町広報誌、町ホームページを中心として、人権を考える町民のつどい、人権教育セミナー等イベントの周知や様々な人権について特集記事の掲載等を行っていますが、多くの町民に人権意識が浸透するよう創意工夫するとともに、各種イベントについて参加者が重なっていることが多く見られることから、様々な世代・家庭環境の方が参加または視聴することができるよう開催方法等を検討する必要があります。

### 2 今後の啓発活動の取り組み

#### (1) 部落差別解消推進法等に基づく取り組み事項

部落差別解消推進法に基づき制定した部落差別解消推進条例の基本理念にのっとり、「部落差別は許されないものである」との認識の下に部落差別を解消するため、世代や地域のニーズに沿った啓発・研修を実施します。

#### (2) 家庭における部落問題学習への支援

家庭での人権に関する認識を深めるため、一人ひとりの人権が普遍的なこととして尊重される社会をつくり出すための具体的な方策を考えるような学習・研修に取り組めます。

法務局が実施するスマホ・ケータイ人権教室や町主催の親子スマホ教室等を活用し、学校・町と家庭が連携することによって、携帯電話やインターネット・SNSの正しい利用方法や危険性について専門家から最新情報を学びます。

#### (3) 差別意識の解消に向けた啓発の推進

部落差別解消のための人権啓発とは、部落差別問題について理解を深め、それらを自分自身の課題として捉え、それらの解消に向けた具体的な行動につなげられるような啓発活動をいいます。

啓発内容の具体例としては、①部落差別が不当な差別であることへの理解を進める啓発、②なぜ部落差別が発生するのか、③部落差別解消推進法・本条例をはじめとする法令や条例の認知度向上を図り、それらの内容理解を深める啓発、④不当な部落差別の解消に当たって障壁となるような慣行や観念などを改善していくことの意識付けを図る啓発、⑤自分自身が権利の主体であることの認識を促し、権利を行使するための法制度等について理解を深めるとともに、他者の人権を尊重しようとする態度を育む啓発、⑥人権侵害行為を被っている人をはじめ、全ての人々が自分を価値ある存在であると認識し、誇りをもって自分らしく生きようとする意欲や態度を育むための啓発活動があります。

以上の内容を実現するために、住民や保護者対象の人権教育・啓発講座の開催や啓発冊子の作成等をすすめます。

部落差別の解決解消に向けて、差別意識を解消し、人権尊重の意識を高める事業を推進します。また、各まちづくり協議会・自治会等住民の主体的な啓発活動を支援します。

地域や職場での部落差別（同和問題）の解決解消に向けた人権学習会等の開催を支援します。

#### （4）本人通知制度の啓発の推進

住民票の写しなどの不正取得の抑止・防止を推進するため、住民票の写しなどを代理人や第3者に交付したとき、希望する本人に交付したことをお知らせする制度である本人通知制度について、啓発及び登録を促進します。

## 関係資料

### Ⅰ 部落差別の解消の推進に関する基本計画策定経過

<令和6年度>

日付	審議会等	内容
9月20日(金)	第1回人権推進審議会部落差別解消施策部会	・部落差別の解消の推進に関する基本計画の策定について(スケジュール等)
11月22日(金)	第2回猪名川町人権推進審議会部落差別解消施策部会	・部落差別の解消の推進に関する基本計画の策定について(スケジュール、フレーム、第1章総論)
1月29日(水)	第3回猪名川町人権推進審議会部落差別解消施策部会	・部落差別の解消の推進に関する基本計画の策定について(第1章総論、第2章人権行政)
3月14日(金)	第4回猪名川町人権推進審議会部落差別解消施策部会	・部落差別の解消の推進に関する基本計画の策定について(第2章人権行政、第3章人権教育、第4章人権啓発)

<令和7年度>

日付	審議会等	内容
6月18日(水)	第1回猪名川町人権推進審議会部落差別解消施策部会	・部落差別の解消の推進に関する基本計画の策定について(第3章人権教育、第4章人権啓発)
8月6日(水)	第2回猪名川町人権推進審議会部落差別解消施策部会	・部落差別の解消の推進に関する基本計画の策定について(第3章人権教育、第4章人権啓発、関係資料)
9月	部落差別の解消の推進に関する基本計画	策定

## 2 猪名川町人権推進審議会部落差別解消施策部会委員名簿

(敬称略、順不同)

役 職	氏 名	所 属	備 考
部会長	富田 稔	天理大学	学識経験者
委 員	井上 敏彦	人権推進審議会副会長	人権推進審議会推薦
〃	杉本 直や	人権推進審議会委員	人権推進審議会推薦
〃	川嶋 将太	弁護士	町長が認める者
〃	大西 崇	生活部福祉課長	人権所管課長

(任期：令和6年(2024年)7月1日～令和8年(2026年)6月30日)

### 3 猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例

令和5年12月20日

条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）に基づき、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、町民等の役割等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない猪名川町を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において用いる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町民とは、猪名川町内に住所を有する者をいう。
- (2) 町民等とは、前号に規定する者及び猪名川町内に通学又は通勤する者並びに猪名川町に関わる者をいう。
- (3) 部落差別とは、日本社会の歴史的過程で作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的及び文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりしている、日本固有の人権問題をいう。
- (4) 差別行為とは、部落差別とみなされる直接的あるいは間接的な誹謗中傷及び助長や差別の許容、就職又は結婚等における部落差別や調査、特定の地域が被差別部落であったとする発言・配信、その他これらに類する人を傷つける行為をいう。
- (5) 差別行為者とは、前号に規定する差別行為を行った個人、法人、その他団体をいう。
- (6) 被差別者とは、第4号に規定する差別行為を受けた個人、法人、その他団体をいう。
- (7) モニタリングとは、インターネット上における部落差別と見なされる書込み及び投稿等を監視することをいう。

(基本理念)

第3条 部落差別の解消に関する施策は、全ての町民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する町民等一人一人の理解を深めることにより、偏見を払拭し、かつ、部落差別のない猪名川町を実現することを旨として、行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、国及び県との適切な役割分担を踏まえて連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずるものとする。

- 2 町は、部落差別にかかるインターネットを含む差別表現、差別発言その他の部落差別にかかる人権侵害に当たる行為が発生した場合は、町民等、関係機関等の取組に必要な情報の提供、助言その他の支援を行い、必要に応じて問題の解決に必要な措置を講ずるものとする。

(相談体制の充実)

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に的確に対応できる体制の充実を講ずるものとする。

(町民の役割)

第6条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、かつ、部落差別を解消するための施策に関心を

もって協力するとともに、その必要性を理解し、自らも人権意識の高揚を図り、差別及び差別の許容、拡散、煽動その他の差別を助長する行為をしないように努めるものとする。

2 町民は、差別行為を知り得た場合は、必要に応じて町長に情報提供するものとする。

(教育及び啓発)

第7条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を実施するものとする。

(計画の策定及び調査の実施)

第8条 町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、猪名川町部落差別の解消の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 町は、必要に応じて部落差別に関する調査を行うものとする。

3 町は、モニタリングにより、町に関連する部落差別の実態把握に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第9条 町は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び部落差別の解消に関する各種団体との連携を深めるとともに、施策の推進体制の充実を講ずるものとする。

(部会)

第10条 町長は、部落差別の解消に関する施策を審議するため、猪名川町人権推進審議会条例（平成14年条例第4号）第1条の規定により設置された猪名川町人権推進審議会（以下「審議会」という。）に部会を置くことができる。

2 部会は、審議会の要請に応じて、次に掲げる事項について調査研究を行い、適時、審議会へ報告する。

(1) 基本計画に関すること。

(2) 部落差別事象による人権侵害への対策及び人権救済のために必要な措置に関すること。

(3) 部落差別のない町の実現に関し町長が必要と認める事項

3 部会の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

(削除要請)

第11条 町は、モニタリングを実施し、差別行為と認められる書き込み等を発見した場合は、その書き込み等が行われた場所に関係なく、特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）又はその書き込み等を削除する権限のある者に対し、削除の要請を行うものとする。

(指導及び助言)

第12条 町長は、町民等に対し、差別行為を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告等)

第13条 町長は、差別行為を放置することが著しく公益に反すると判断される場合、差別行為者に対し中止すべき旨を勧告することができる。

2 町長は、前項の勧告を行うに当たり必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(命令)

第14条 町長は、前条に定める勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、

期限を定めて当該勧告に従うよう命令することができる。

(差別行為者の氏名等の公表)

第 15 条 町長は、命令を受けた対象者が正当な理由なく命令に従わない場合は、その者の氏名及び差別行為の概要を公表することができる。但し、氏名等を公表する場合は、あらかじめ公表されるべき者にその理由を告知し、また意見を述べる機会を与えるものとする。

(部落差別検証委員会の設置)

第 16 条 町長は、対象者が行なった行為について、勧告、命令及び公表対象となるか審議するため、猪名川町部落差別検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 前項の委員会の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

(被差別者の支援及び救済)

第 17 条 被差別者は、差別行為の解消を目的に、町長に支援及び救済を申し出ることができる。

2 町は、この条例に定めるもののほか、被差別者への支援及び救済に積極的に努めるものとする。

(秘密保持)

第 18 条 町長は、差別行為の調査等により知り得た情報を適正に管理するものとする。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 4 猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）に基づき、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、町民等の役割等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない猪名川町を実現することを目的とする。

【解説】 この条例の目的についての規定です。平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消推進法」という。）が公布・施行されました。「部落差別」の名称が使われた初めての法律です。法律では「現在もなお部落差別が存在すること、許されないものである、解消することが重要な課題である」が明記されました。

本町においても、この立場にたって、町・町民等の役割を定め、部落差別のない猪名川町を実現することを示しています。

第2条 この条例において用いる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町民とは、猪名川町内に住所を有する者をいう。
- (2) 町民等とは、前号に規定する者及び猪名川町内に通学又は通勤する者並びに猪名川町に関わる者をいう。
- (3) 部落差別とは、日本社会の歴史的過程で作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的及び文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりしている、日本固有の人権問題をいう。
- (4) 差別行為とは、部落差別とみなされる直接的あるいは間接的な誹謗中傷及び助長や差別の許容、就職又は結婚等における部落差別や調査、特定の地域が被差別部落であったとする発言・配信、その他これらに類する人を傷つける行為をいう。
- (5) 差別行為者とは、前号に規定する差別行為を行った個人、法人、その他団体をいう。
- (6) 被差別者とは、第4号に規定する差別行為を受けた個人、法人、その他団体をいう。
- (7) モニタリングとは、インターネット上における部落差別と見なされる書込み及び投稿等を監視することをいう。

【解説】 本条例にかかる用語の定義を示しています。

(2)で「町民等」として、猪名川町在住者及び猪名川町内に通学又は通勤する者並びに猪名川町に関わる者と定義しています。この関わる者については、猪名川町を観光や所用などで訪れる者やインターネット、SNSを通じて猪名川町における情報を配信する者も含まれます。

(3)の「部落差別」については、法律上で定義づけされておらず、国の人権教育啓発白書より引用しています。

明治4(1871)年には被差別身分の廃止を目的とする太政官布告、いわゆる「解放令(賤称廃止令)」が出されました。しかし、形式的な内容にとどまり、政府は差別をなくすための積極的な政策を行わず、社会には依然として根強い差別意識が残されることになりました。差別によって、生活向上や自己実現の権利を奪われ、社会の発展から取り残され、経済面や生活環境面の格差が広がっていく状況になり、文化面の発展にも影響を与えました。そして、その格差がまた新たな偏見や差別を生み出すといった悪循環も生じてしまいました。

(4)では「差別行為」として、部落差別とみなされる言動を直接、特定の者に発する行為やインターネットを通じて間接的に行う誹謗中傷行為を規定するとともに、差別を助長する行為や「部落差別はあってもしょうがないよね」と言った差別を許容する行為も対象としています。また、部落差別の身元調査や「〇〇地区はかつて部落である、またはあった」とする発言・配信行為も差別として定めています。被差別部落は、第3号の同和地区と同義語です。

(基本理念)

第3条 部落差別の解消に関する施策は、全ての町民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する町民等一人一人の理解を深めることにより、偏見を払拭し、かつ、部落差別のない猪名川町を実現することを旨として、行われなければならない。

【解説】 条例の基本理念についての規定です。「町民等一人一人の理解を深めることにより」と在住者以外も含めた表現としています。個々が部落差別により苦しんでいることを無関心であったり、見て見ぬふりをするのではなく、我が事としてとらえ、取り組むことを目指します。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、国及び県との適切な役割分担を踏まえて連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずるものとする。

2 町は、部落差別にかかるインターネットを含む差別表現、差別発言その他の部落差別にかかる人権侵害に当たる行為が発生した場合は、町民等、関係機関等の取組に必要な情報の提供、助言その他の支援を行い、必要に応じて問題の解決に必要な措置を講ずるものとする。

【解説】部落差別の解消に関する町の責務についての規定です。本町は、部落差別解消推進法にのっとり、国や県と連携することを示すとともに、町として部落差別の解消に関する施策を実施していくことを示しています。その施策の内容については、この後の第8条に定める「猪名川町部落差別の解消の推進に関する基本計画」を策定し、その中で規定し実施することとしています。

(相談体制の充実)

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に的確に対応できる体制の充実を講ずるものとする。

【解説】部落差別の解消に関する、相談体制の充実についての規定です。町は、部落差別解消のために部落差別に関する相談体制を充実させる必要があることを示しています。

本町では、部落差別解消のために相談員・指導員のスキル向上及び、相談窓口の間口を広げ専門的な相談窓口に繋ぐなど相談体制の充実を図っていきます。

(町民の役割)

第6条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、かつ、部落差別を解消するための施策に関心をもって協力するとともに、その必要性を理解し、自らも人権意識の高揚を図り、差別及び差別の許容、拡散、煽動その他の差別を助長する行為をしないように努めるものとする。

2 町民は、差別行為を知り得た場合は、必要に応じて町長に情報提供するものとする。

【解説】部落差別の解消に関する町民の役割についての規定です。町民に対してはお互いに基本的人権を尊重して、私たち一人一人がその当事者であるとの認識のもと、町が実施する施策に協力することにより部落差別の解消に努めることを求めています。

また、偏見や無理解からくる部落差別について、見聞きしたら差別解消を目的に町への情報提供を求めます。ただし、町民は自由な言論は保障されているため、町民の言動を町が監視するような内容ではありません。

(教育及び啓発)

第7条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を実施するものとする。

【解説】部落差別の解消に関し町が行う教育及び啓発についての規定です。町は学校教育及び社会教育並びに研修及び広報等を通じて、部落差別解消のための教育及び啓発の充実を図ります。

教育とは、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校での教育のほか、幼稚園や保育所での就学前教育、家庭教育、青少年及び成人に対して行われる教育活動を指します。

部落問題学習は、部落差別の解消に向けて、出会いや学びを通して、自分がどう生きるかを問い、差別を許さない社会の創造に向けて、生き方を豊かに広げていく学習です。差別のない社会を創造するためには、一部の地域や学校ではなく、すべての学校園所において部落問題学習にとりくんでいく必要があります。

部落問題の解決に迫る実践をつくるために大切にしたい観点は以下の3点です。

①培われるべき資質・能力については、知識的側面、価値的・態度的側面及び技能的側面から人権に関する知的理解と人権感覚の涵養をめざします。

②差別の構造を見抜き、人権が尊重された社会づくりに参画しようとする行動力を育みます。

③ネット上の人権課題を解決する部落問題学習を創造します。

学びを深めるために系統だった教材の作成や学習方法を開発します。

部落差別解消のための人権啓発とは、部落差別問題について理解を深め、それらを自分自身の課題として捉え、それらの解消に向けた具体的な行動につなげられるような啓発活動をいいます。

啓発内容の具体例としては、①部落差別が不当な差別であることへの理解を進める啓発、②なぜ部落差別が発生するのか、③部落差別解消推進法・本条例をはじめとする法令や条例

の認知度向上を図り、それらの内容理解を深める啓発、④不当な部落差別の解消に当たって障壁となるような慣行や観念などを改善していくことの意識付けを図る啓発、⑤自分自身が権利の主体であることの認識を促し、権利を行使するための法制度等について理解を深めるとともに、他者の人権を尊重しようとする態度を育む啓発、⑥人権侵害行為を被っている人をはじめ、全ての人が自分を価値ある存在であると認識し、誇りをもって自分らしく生きようとする意欲や態度を育むための啓発活動があります。

以上の内容を実現するために、住民や保護者対象の人権教育・啓発講座の開催や啓発冊子の作成などをすすめます。

これまで「人権推進基本計画」に基づき、部落差別をはじめとしてあらゆる人権問題についての教育・及び啓発に取り組んできたところですが、「部落差別解消推進法」にあるように、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえて、今後の部落差別解消のための教育・及び啓発を実施していきます。

(計画の策定及び調査の実施)

第8条 町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、猪名川町部落差別の解消の推進に関する基本計画を策定するものとする。

2 町は、必要に応じて部落差別に関する調査を行うものとする。

3 町は、モニタリングにより、町に関連する部落差別の実態把握に努めるものとする。

【解説】部落差別の解消に関する施策を推進するため、「猪名川町部落差別の解消の推進に関する基本計画」を策定します。町では、人権推進基本計画を策定していますが、教育及び啓発のみならず人権侵害の救済を含む部落差別解消に特化した基本計画を策定します。また、基本計画策定には、町内における部落差別の状況を把握する必要があることから調査を行うこととしています。

(推進体制の充実)

第9条 町は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び部落差別の解消に関する各種団体との連携を深めるとともに、施策の推進体制の充実を講ずるものとする。

【解説】部落差別の解消に関する国や県、部落差別の解消に取り組む団体との連携についての

規定です。部落差別解消のための施策を効果的に実施していくためには、国や県との連携はもちろんのこと、部落差別の解消に取り組む団体と協力するとともに、施策の推進体制を構築することが必要です。

(部会)

第10条 町長は、部落差別の解消に関する施策を審議するため、猪名川町人権推進審議会条例(平成14年条例第4号)第1条の規定により設置された猪名川町人権推進審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、審議会の要請に応じて、次に掲げる事項について調査研究を行い、適時、審議会へ報告する。

(1) 基本計画に関すること。

(2) 部落差別事象による人権侵害への対策及び人権救済のために必要な措置に関すること。

(3) 部落差別のない町の実現に関し町長が必要と認める事項

3 部会の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

【解説】部落差別の解消に関する部会の設置についての規定です。町は、部落差別の解消に関する重要事項について、調査及び審議するために猪名川町人権推進審議会内に部会を設置します。

(削除要請)

第11条 町は、モニタリングを実施し、差別行為と認められる書き込み等を発見した場合は、その書き込み等が行われた場所に関係なく、特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)又はその書き込み等を削除する権限のある者に対し、削除の要請を行うものとする。

【解説】モニタリングの結果、差別行為と認められる書き込み等を発見した場合は、町より削除要請を行います。

(指導及び助言)

第12条 町長は、町民等に対し、差別行為を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

【解説】ここでいう差別行為は、第2条第1項第4号の「差別行為」をさしますので、部落差別の全てが対象となります。

差別行為に繋がると認められる場合や差別行為と認められる場合に当事者に対して、町が指導及び助言を行うことができることを規定したものです。指導及び助言の方法については、原則として口頭により行いますが、事例に応じて適正に行います。

助言とはある事項を進言することであり、指導とは助言よりも強くある事項を具体的に教え導くことです。

(勧告等)

第13条 町長は、差別行為を放置することが著しく公益に反すると判断される場合、差別行為者に対し中止すべき旨を勧告することができる。

2 町長は、前項の勧告を行うに当たり必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

【解説】著しく公益に反すると判断される場合差別行為者に対して、差別行為の中止を勧告することができること、勧告を行うために必要な資料の提出等を求めることができることを規定しています。

なお、「著しく公益に反する場合」とは、身元調査、地域に関する問い合わせや差別の拡散等を対象と想定しております。勧告は法的拘束力があるものではなく、行政指導に該当しますが、勧告実施の判断については、第16条に規定する委員会で行います。

勧告とは指導よりも強くある事項について具体的な行動をとるように進めることです。

(命令)

第14条 町長は、前条に定める勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、期限を定めて当該勧告に従うよう命令することができる。

【解説】第13条に基づく勧告をうけた対象者が、勧告に従わない場合に行政処分として、勧告に従うよう命令できることを規定しています。命令実施の判断については、第16条に規定

する委員会で行います。なお、「正当な理由」とは、健康上の理由等により命令で求められた措置をすることが困難であると認められる場合などが想定されます。

(差別行為者の氏名等の公表)

第15条 町長は、命令を受けた対象者が正当な理由なく命令に従わない場合は、その者の氏名及び差別行為の概要を公表することができる。但し、氏名等を公表する場合は、あらかじめ公表されるべき者にその理由を告知し、また意見を述べる機会を与えるものとする。

【解説】第14条に基づく命令を受けた対象者が正当な理由なく命令に従わない場合に氏名及び差別行為の概要の公表ができることを規定しています。公表する場合は、対象者に公表される理由を告知し、意見陳述の機会を与えることとなっており、正当な理由が認められる場合は公表しないことができます。公表実施の判断については、第16条に規定する委員会で行いますが、町が規定する掲示板、必要に応じて町広報誌等への掲載により公表を行います。なお、「正当な理由」とは、健康上の理由等により、意見陳述を行うことが困難であると認められる場合などを想定しています。

(部落差別検証委員会の設置)

第16条 町長は、対象者が行なった行為について、勧告、命令及び公表対象となるか審議するため、猪名川町部落差別検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 前項の委員会の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

【解説】第13条「勧告等」、第14条「命令」、第15条「差別行為者の氏名等の公表」について審議するため、検証委員会を設置することを規定しています。同委員会にかかる事項については、同条例施行規則にて規定します。

(被差別者の支援及び救済)

第17条 被差別者は、差別行為の解消を目的に、町長に支援及び救済を申し出ることができる。

2 町は、この条例に定めるもののほか、被差別者への支援及び救済に積極的に努めるものとする。

【解説】差別行為による被害の態様はケースにより様々であり、支援内容として、いずれのケ

ースにも該当すると考えられるひとつは「情報の提供」となります。提供する情報としては、人権侵害行為の被害者の救済に関する制度、機関（法テラス）、団体などを想定しています。具体的な支援及び救済について、第8条に定める「猪名川町部落差別の解消の推進に関する基本計画」を策定し、その中で規定し実施していきます。

(秘密保持)

第18条 町長は、差別行為の調査等により知り得た情報を適正に管理するものとする。

【解説】法令等に基づき、適正に管理することを規定するものです。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【解説】この条例に定める事項以外の必要なものは、町長が別に定めることを規定しています。

同条例施行規則を策定します。

2024年（令和6年）4月1日策定

〒666-0227 兵庫県川辺郡猪名川町笹尾字黒添エ22番地の1

猪名川町生活部福祉課人権推進室

## 5 猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例施行規則

令和6年3月26日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例（令和5年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(部落差別解消施策部会)

第3条 条例第10条の規定による部落差別解消施策部会（以下「部会」という。）は、7人以内で組織する。

2 部会員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 猪名川町人権推進審議会副会長
- (2) 猪名川町人権推進審議会委員の内、猪名川町人権推進審議会が推薦する者
- (3) 部落差別問題に対して経験を有する者
- (4) 人権所管課長
- (5) 学識経験者等専門的知識を有する者
- (6) その他町長が認める者

3 部会の内容は非公開とし、部会員は、会議内容を漏らしてはならない。

4 部会員の任期は、猪名川町人権推進審議会委員の規定に準ずるものとする。

5 部会に部会長1名を置き、部会員の互選により定める。

6 部会の会議は、部会長が招集し、議事進行を努める。

(指導及び助言)

第4条 条例第12条の規定による指導及び助言は、原則として口頭により行うものとする。

(勧告)

第5条 条例第13条の規定による勧告は、猪名川町部落差別解消に関する勧告書（様式第1号）により行うものとする。

(命令)

第6条 条例第14条の規定による命令は、猪名川町部落差別解消に関する命令書（様式第2号。以下「命令書」という。）により行うものとし、差別行為者が命令書を受領した日の翌日から起算して1月以内に当該命令に従わない場合は、条例第15条の規定による氏名等の公表を行うか部落差別検証委員会に諮ることができる。ただし、町長が特に必要と認める場合は、その期限を短縮し、又は延長することができる。

(部落差別検証委員会)

第7条 条例第16条の規定による部落差別検証委員会（以下「委員会」という。）は、事案ごとに招集し5人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 有識者

- (3) 副町長
  - (4) 人権所管部長
  - (5) その他町長が認める者
- 3 委員会の内容は非公開とし、委員は、会議内容を漏らしてはならない。
  - 4 委員は、会議を欠席する場合は、書面にて意見を表明することができる。
  - 5 委員会に委員長1名を置き、副町長をもってあてる。
  - 6 委員会の会議は、委員長が招集し、議事進行を努める。

(公表)

第8条 条例第15条の規定による氏名等の公表は猪名川町が規定する掲示場に掲示して行うほか、町長が特に必要と認める場合は、猪名川町が発行する刊行物等において、これを掲載することができる。

- 2 町長は、条例第15条の規定による公表を行う場合は、公表を行う日の1月前までに、猪名川町部落差別解消に関する命令違反事実公表予告書（様式第3号。以下「予告書」という。）により、公表されるべき者に告知するとともに、猪名川町部落差別解消に関する命令違反事実公表前意見書（様式第4号。以下「意見書」という。）により意見を述べる機会を与えるものとする。なお、意見書の提出期限は、予告書を受領した日の翌日から14日以内とする。
- 3 町長は、条例第15条の規定による公表を行う場合は、猪名川町部落差別解消に関する命令違反事実公表告知書（様式第5号）により、公表されるべき者に公表を行う旨を告知するものとする。
- 4 町長は、公表されるべき者が次に掲げる場合のいずれかに該当すると認める場合は、条例第15条の規定による公表を猶予し、又は取り消すことができる。ただし、第7条に規定する部落差別検証委員会において同様の差別行為を繰り返し行っていると判断する場合はその限りではない。
  - (1) 公表されるべき者が、差別行為を終えたとき。
  - (2) 医師の診断に基づく認知症等の理由により、公表されるべき者本人の判断能力が著しく低下しており、かつ、家族等の差別行為解消に係る支援が困難なとき。
  - (3) 公表されるべき者が、予告書を受領してからの以後、死亡又は意思表示が明確にできない状態となったとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由があると町長が認めるとき。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度町長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 6 部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年 12 月 16 日

法律第 109 号

(目的)

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第 5 条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第 6 条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。